



今回は、労務ご担当者様が、そろそろ気なり始める「労働保険年度更新」に関する法案についてと、ブラック業種の代表である「医師」についての36協定の取り扱いについてお話させていただきます。

医師の時間外労働規制に関する労働基準法施行規則等の一部改正について（令和6年4月施行）

ML 社労士法人ミナジ

医師に対する36協定の適用について令和6年4月より以下の様な取り扱いとなります。面接指導を行えば月間100時間以上も可能ということですね!!

1. 医業に従事する医師（医療提供体制の確保に必要な者として病院又は診療所で勤務する医師等に限る。以下「医師」という。）について、労働基準法第36条第1項の協定（以下「36協定」という。）に定めることができる通常の時間外労働（休日労働を含まない。）の上限時間を、一般の労働者と同じく、**1か月について45時間、1年について360時間**とすることとされた。
2. 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関で指定に係る業務に従事する医師以外の医師（以下「A水準適用医師」という。）について、36協定に定めることができる臨時的な必要がある場合の時間外労働（休日労働を含む。以下「時間外・休日労働」という。）の上限時間を、**1か月について100時間未満かつ1年について960時間**とすることとされた。
ただし、時間外・休日労働が1か月について100時間以上となるが見込まれる者については、36協定に**面接指導を行うこと等を定めた場合には1年について960時間**とすることとされた。
3. A水準適用医師について、36協定で定めるところによって時間外・休日労働を行わせる場合であっても超えることのできない上限時間を、**1か月について100時間未満かつ1年について960時間**とすることとされた。
ただし、時間外・休日労働が1か月について100時間以上となるが見込まれる者については、**面接指導を行う等の措置を講じた場合には1年について960時間**とすることとされた。
4. A水準適用医師については、一般労働者について一定の時間を超えて労働させる場合に求められている健康福祉確保措置に加えて、時間外・休日労働が1か月について100時間以上となるが見込まれる者に対して面接指導を行うこと等を36協定に定めることとすることとされた。

厚生労働省から、「雇用保険被保険者数お知らせはがき（令和4年3月送付分）に関するFAQ」が公表されましたが、その中で、「令和4年度の雇用保険料率」と「令和4年度の年度更新（雇用保険料の申告・納付）」のことが取り上げられています。

Q11 はがきにある令和4年度の雇用保険料率については、今（令和3年度）と変わるのでしょうか。

A. 令和4年4月1日～9月30日の失業等給付の雇用保険料率を令和3年度と同様とし、令和4年10月1日～令和5年3月31日の失業等給付の雇用保険料率を労働者・事業主負担ともに2/1000引き上げること等を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律案を令和4年2月1日に国会に提出しています。

併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみの負担）は令和4年4月1日から0.5/1000引き上がることとなります。

その為、一般の事業の場合、令和4年4月1日～9月30日の雇用保険料率は9.5/1000、令和4年10月1日～令和5年3月31日の雇用保険料率は13.5/1000となることとなります。法律案が国会で成立し、雇用保険料率が決まりましたら、以下の厚生労働省ホームページ等でご案内します。

◆ 雇用保険料率について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

◆ 仮に法律案の内容どおり国会で成立した場合の令和4年度の雇用保険料率

<https://www.mhlw.go.jp/content/000905985.pdf>

Q12 仮に法律案が修正なく成立し、令和4年度の雇用保険料率が決まった場合、令和4年度の年度更新で雇用保険料率をどのように申告・納付すればよいでしょうか。

A. 令和4年度の年度更新（令和4年6月1日（水）から令和4年7月11日（月））では、令和4年度の概算保険料と令和3年度の確定保険料を申告・納付いただくことになります。

令和4年度の概算保険料（雇用保険分）については、令和4年4月1日から同年9月30日までの概算保険料額と、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの概算保険料額を賃金集計表などにおいて計算していただき、その合計額を令和4年度の概算保険料（雇用保険分）として年度更新期間中に、金融機関・郵便局又は都道府県労働局へ申告・納付いただく予定としております。

「仮に法律案の内容どおり国会で成立した場合」としていますが、ここまで説明されたものが公表されましたので、恐らくは、それぞれの回答のような取扱いになると思われます。その為、令和4年度の年度更新は、例年よりも手間がかかる作業になりそうです。

この法案が通過するとめっちゃめっちゃ大変な申告になりそうですね！！

MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp

[Web] <https://minagine.co.jp>